

## 農協改革・指定生乳生産者団体制度維持に関する意見書

平成28年11月11日、政府の規制改革推進会議農業ワーキンググループは、「農協改革に関する意見」と「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」を公表しました。「農協改革に関する意見」は、全農の農産物委託販売の廃止、全量買取り販売への転換、及び信用事業を営む地域農協を3年後目途に半減させることなど、全農経済事業や信用事業の機能と役割を無視した内容がありました。

また、「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」は、指定団体以外に出荷する生乳への補給金の交付及び指定団体への全量委託を原則廃止することなど、需給調整の混乱を招くおそれがあり、生産者が不安と憤りを抱える内容がありました。

農協改革は、真に農業者の立場に立った創造的自己改革が基本であることを前提に進められるべきです。また、指定生乳生産者団体制度及び生産者補給金は、需要に応じた生乳生産と合理的な集送乳を通じて酪農経営の安定と所得増大をはかる仕組みであり、極めて重要な制度であります。

その後の与党との調整により、修正は図られたものの、今回の提言のようにJAの解体を招くおそれがあるなど、現実的ではない事業・組織の見直しや混乱を招きかねない制度改革は避けるべきものと考えるものであります。

よって国においては、次の事項について取り組むよう強く要望します。

- 1 農協改革については、自己改革に取り組んでいる実態に鑑み、協同組合としての自主性を損なうことがないよう、不当な介入は行わないこと。
- 2 指定生乳生産者団体制度は、生乳の特性をふまえ、酪農家が嘗々と努力を積み重ね、創り上げてきた極めて重要な仕組みであることから、制度の機能が損なわれないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成28年12月15日

岩手県北上市議会

(提出先)

内閣総理大臣

農林水産大臣